

## 第2章 災害予防計画

地震の発生は自然現象であり、現在の科学技術では防止することは不可能である。しかしながら、地震の発生に際して被害を軽減することは可能である。

そのためには、防災関連施設整備等のハード面及び防災知識の普及等のソフト面の両面において、本市の災害危険性と関連づけて予防計画を作成する必要がある。

こうした観点から地震災害の予防に関する計画は次のとおりとする。

### 第1節 都市の防災構造化に関する計画

(都市計画マスタープランより抜粋)

#### 1 防災体制の強化

- (1) 大規模な災害に対し、既存消防体制の拡充・強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を検討する。また、市民の自主防災活動促進のため啓発に努め、各地域単位の自主防災組織の編成を進める。
- (2) 市民を災害から守るため、通信情報システムとしての地域防災情報システムを構築する。
- (3) 災害時の混乱を避けるため、市民への防災マップ等を用いた避難経路及び避難施設の周知徹底を図る。

#### 2 造成宅地の安全性の強化

市街地及びその後背地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を行う。

#### 3 河川・海岸の整備

海浜部では、今後、地震や津波に対する備えが必要であると同時に、避難、救援が円滑に行えるよう防潮堤等の整備が必要である。

#### 4 不燃化・耐震化の推進

地震・火災に強いまちづくりを進めるため、耐震防火水槽等の整備、生垣設置、宅地内植栽を推進し、老朽化した木造建物が密集する既成市街地については、不燃化・耐震化が推進されるよう啓発する。

## 5 地域防災拠点の整備

- (1) 小学校区をコミュニティ単位とし、学校施設を防災拠点と位置づけることにより、避難・救援活動の効率化を図る。
- (2) 災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点の拡充整備を図る。

## 6 その他の拠点整備

- (1) 市役所は災害対策本部として機能することに加え、情報通信機能や備蓄機能等を備え、地域防災拠点を支援・補完できるよう災害対応設備の充実を推進する。
- (2) 市中央部で空き地を確保しやすい箇所にヘリコプター発着場を備えた物資の輸送基地を設けることとし、安芸市宮野球場、安芸高校野球場、安芸中学校、及びニッポン高度紙工業を位置づける。

## 7 避難路・輸送路の整備

- (1) 避難路には、補助幹線道路、通学路や中心地区への主要道路を位置づけ、沿道建物の不燃化、緑地帯の確保を進めるなど、防災機能の強化を検討する。また、緊急車両が通行する救援・救助動線として機能する路線については6 m以上（緊急車両融合・活動有効幅員）を確保するなど、安全性・防災性の向上を検討する。
- (2) 物資補給及び人員動員のためのルートとして、主要幹線道路を位置づけ、災害時のスムーズなネットワーク化を図る。

## 8 ライフライン施設の耐震性の確保

- (1) 老朽水道管の敷設換えによる耐震化の推進や、電力・電話施設の耐震化への協力等により、ライフラインの確保を図る。

## 第2節 漁港の防災機能の活用

本市は、市外へ通じる国道55号の新城・大山において高潮やがけ崩れで通行止めとなり孤立した経過がある。震災後の緊急物資輸送や避難者の大量輸送手段として残されたものは、海上のみとなることが想定されることから、安芸漁港を復興拠点漁港として位置づけ耐震強化岸壁の整備を県に要望する。

### 第3節 防災知識の普及

#### 1 市職員に対する防災教育

職員は、計画実行上の主体として、災害時適切に判断、行動し、地域における防災活動をリードできるよう、日ごろから本計画はもとより、防災の知識を身につける必要があり、次の項目について計画的に教育を行う。

- (1) 地域防災計画の周知
- (2) 動員、配備体制の随時見直しと周知
- (3) 地域の自主防災組織の育成・支援
- (4) その他の地震対策において必要な事項

#### 2 市民に対する防災思想の普及

市民に対してそれぞれの地域の災害危険性を周知させるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災意識を醸成し、地域防災力の向上を図る。

##### (1) 普及の方法

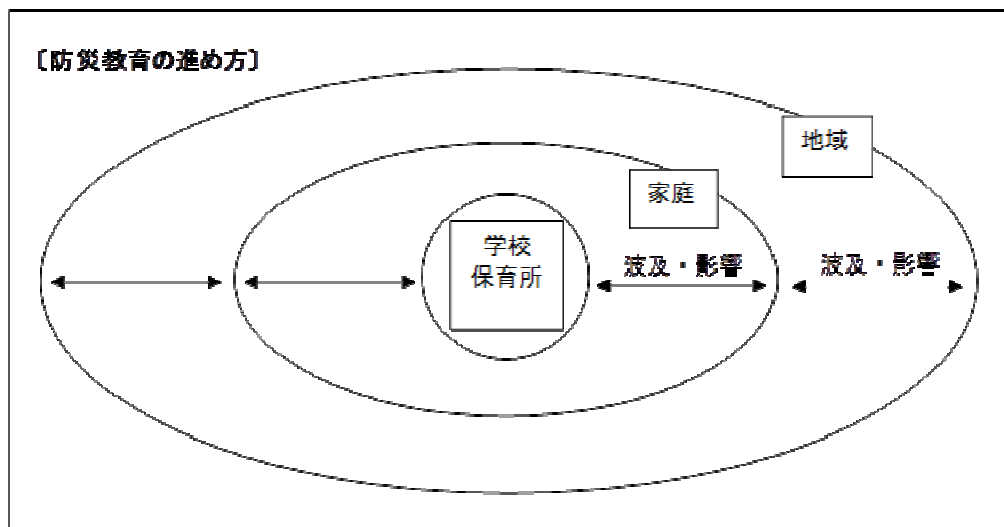
ア 地震、津波等の講演会の実施

イ 生涯学習を通じての普及

(ア) 学校教育において震災対策を学び、避難訓練等の防災関係行事を実施し、震災上必要な知識の普及に努めるものとする。

○これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

○学校（保育所）現場での取り組みを家庭、地域へと広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。



- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 学校（保育所）、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。
- （イ）社会教育においては、PTA、公民館、女性団体等の行事等の社会教育の機会を活用して、震災上必要な知識の普及に努める。
- （ウ）広報媒体等による普及
  - 市広報紙による普及
  - 印刷物による普及

（２）普及の内容

- |          |  |
|----------|--|
| （知 識）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各機関の実施する防災対策</li> <li>○災害の基礎知識</li> <li>○地域の災害特性・危険場所</li> </ul>   |
| （災害への備え） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所や避難経路の確認</li> <li>○家具等の固定、家屋・塀・擁壁等の安全対策</li> <li>○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加</li> <li>○2～3日分の食糧、飲料水、物資の備蓄</li> <li>○非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備</li> </ul> |
| （災害時の行動） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法</li> </ul>  |

3 防災上重要な施設管理者等に対する教育

防災上重要な施設の管理者等に対し、震災に関する知識や管理者の責務等の教育・指導を行い、その資質の向上を図る。特に、出火防止、初期消火、避難やパニック防止等、災害時の行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自主防災組織の育成強化を図る。

## 第4節 防災訓練

防災は訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものであり、又、本計画が実際に機能するかなどの検証を行い、絶えず見直しを図るためにも、訓練を繰り返し実施する。

### 1 総合防災訓練

市、消防機関、防災関係機関、事業所、地域住民が一体となって防災訓練を実施する。また、県の関係機関や防災ヘリコプター及び応援協定を結んでいる団体とも協力・連携して実施する。

#### (1) 訓練内容

- ア 動員訓練
- イ 情報収集・伝達、広報訓練
- ウ 避難勧告・指示、避難誘導訓練
- エ 交通対策訓練
- オ 混乱防止訓練
- カ 火災防御訓練
- キ 食糧、飲料水、医療、その他の救援活動訓練
- ク ライフライン復旧訓練
- ケ その他

### 2 防災関係機関等の訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関は、実施すべき業務を的確に処理することが要求されるので、動員、通信、津波情報伝達等、個別に訓練を繰り返し実施する。

### 3 自主防災組織等の訓練

消防団等の協力を得て、地域の防災能力を高めるための訓練を実施する。

### 4 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携して実施する。

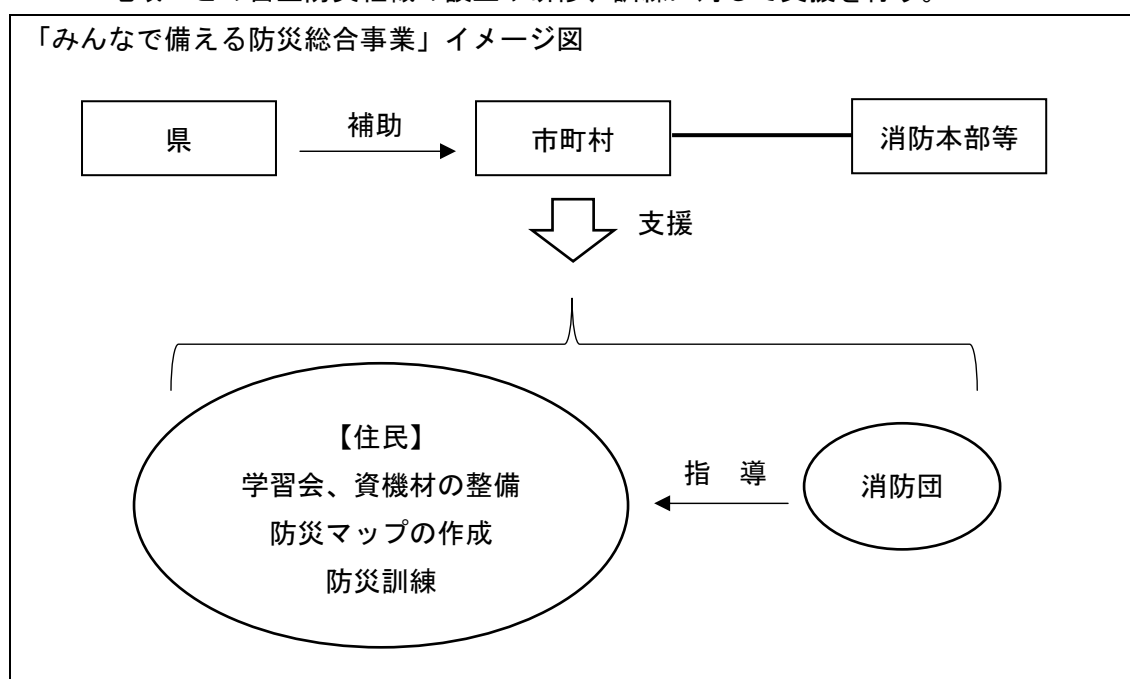
## 第5節 自主防災組織の育成

地域住民一人ひとりの防災意識を高め、災害に対して組織的に行動する自主防災組織を作るため、まちづくり懇談会や町内会組織を基礎として、組織育成への支援・助成を行う。

また、総合防災訓練等への参加を通じて、防災関連機関との連携の強化や活動の実効性を高める。

### 1 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。



### 2 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

### 3 自主防災組織の育成手法

- (1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 活動拠点施設の整備支援

### 4 自主防災組織の役割と活動内容

- (1) 自主防災組織の役割

ア 自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

(ア)地域で起こる災害について正しい知識を広める取組み

(イ)災害発生時に安全に避難する取組み

(ウ)高齢者等要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ  
て、どの活動を行うか決める

ア 平常時の活動

(ア)災害時に関する知識の普及

(イ)地域における危険箇所の把握と周知

(ウ)地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

(エ)防災訓練の実施

(オ)高齢者、障害者等要配慮者の把握

(カ)家庭における防災点検の実施

(キ)情報収集、伝達体制の確認

(ク)物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄、点検

イ 災害時の活動

(ア)集団避難、要配慮者の避難誘導

(イ)地域住民の安否確認

(ウ)救出、救護

(エ)初期消火活動

(オ)情報の収集、伝達

(カ)給食、給水の実施及び協力

(キ)避難所の運営に対する協力

5 安芸市自主防災組織連絡協議会

本会は、自らの地域は自らで守るため、地震その他の災害に備えて、自主防災組織相互並びに関係機関との連絡を密にすることにより、災害時における自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的に以下の事業を行う。

(1) 自主防災会相互の連絡及び情報交換に関すること

(2) 防災活動の実施運営に関すること

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第6節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティア等の自発的な支援が被災者の大きな助けとなることから、支援体制の環境整備を進める。

### 1 関係者相互の連携強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議をする。

### 2 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

## 第7節 情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、伝送路の切断や運用の不慣れ等により、通信不能が発生することが予想され、災害対策本部の機能が極端に低下するおそれがある。通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備や、通信業務に慣れさせるなどのソフト面の充実を図り、災害に強い通信情報ネットワークを構築する。

### 1 通信施設の整備

通信施設については、機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の耐震性の向上を図る。電話回線については、防災用電話を災害時優先電話として指定するほか、携帯電話の活用を増やしていく。

防災行政無線の充実や地域防災無線の整備を促進するほか、アマチュア無線についても、愛好家の把握に努め協力体制を確保していく。

データの収集については、国、県から地震情報、津波情報等の情報を受ける通信網の整備を図る。

### 2 使用方法の習熟

地震災害時に通信機能を有効に活用できるよう、閉庁日や夜間の想定、複数の運用者の教育等、適正な運用ができる参集体制を確立し、習熟に努める。

#### (1) 教育の区分



- ア 平常業務での訓練
- イ 通話試験
- ウ 通常点検、総合点検
- エ 個別通信訓練
- オ 他の機関との連携通信訓練
- カ 総合通信訓練
- キ 災害想定訓練
- ク マニュアルの整備

## 第8節 火災予防計画

### 1 出火の防止

地震発生時には、火気使用設備・器具の転倒等や、電気火花による漏洩ガスへの引火等により同時多発出火し延焼する恐れがあるので、住民に対する出火防止のための防災教育や、危険物施設等の把握、予防査察を定期的実施する。

### 2 地域や職場における消火・避難訓練

家庭や職場における地震時の火災防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練を通じて徹底を図る。

### 3 民間防火組織の育成

地震に伴う火災では、自主防災組織や住民の初期消火が重要となることから、自主防災組織、婦人防火クラブ等の育成を図る。

### 4 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険性がある箇所を明らかにし、火災の未然防止と建築物の不燃化を促進する。

### 5 火災拡大防止

#### (1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定める。

#### (2) 消防団の強化

消防団員の教育訓練、消防団用資機材の整備等消防団の強化、活性化を図る。

## 第9節 消防水利の確保

### 1 消防水利等の現状

耐震性の防火水槽やプール、河川水、海水等の自然水利の活用を図るため、消防水利の整備を促進する。

### 2 整備計画

震災時には、消火栓は水道施設の破壊等により、旧来の防火水槽は本体の損傷によって使用不能となる可能性があるため、消防水利の確保を計画的に行う。

また、木造住宅が密集している地区等の延焼危険度の高い地区に、耐震性防火水槽を設置する。

## 第10節 危険物施設等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物施設が被災すると広範囲な被害が予想されるので、地震・津波発生時に危険性が高いものについて、施設の現状把握を行い、製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上と二次災害発生の予防を図るものとする。

また、施設の安全指導や保安教育及び訓練の実施及び施設の耐震化の促進を図る。

さらに、学校等における危険物、毒物劇物等薬品についても転倒防止や落下防止等の指導を行う。

## 第11節 土砂災害予防計画

### 1 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

土砂災害を起こす可能性のある場所は、定期的にパトロールを実施、保全対策の進捗状況等当該危険個所の現況を常時把握しておく。

#### (1) 地すべり等防止対策

市域内においては、地すべりによる災害は梅雨期、夏季は特に災害発生が予想されるので、その防止対策を強力的に推進する。

#### (2) 土石流防止対策

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

#### ア 治山

市域内の山林は、281Km<sup>2</sup>であるが、実態を把握し、山地の崩壊に起因する災害を防止するため、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を強化し、上流山地の土砂流出を防止する。

#### イ 保安林の整備・強化

市域内の土砂流出防備保安林は、全森林の12.4%が指定されているが、関係機関と協議して基本的な計画を作成し、長期的、総合的整備策の推進を図る。

#### (3) 急傾斜地崩壊防止対策

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として危険箇所の把握と防災パトロールを関係機関が協力し、定期的に年1回以上実施する。

#### (4) 農地及び農業用施設災害防止対策

規模が大きい地すべり、堰水、ため池整備や農地の侵食及び崩壊、用排水路等の施設整備について検討する。

## 2 住民への周知

危険地区の住民に対し避難方法の周知や防災措置の助言指導を行う。

## 第12節 公共土木施設の地震津波対策

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

地震防災対策上整備すべき施設等は、「第3次地震防災緊急事業5箇年計画」を中心に整備を図っていく。

整備を進めるにあたっては、市及び施設管理者は、特に次の点に留意する。

### 1 河川施設対策

津波を防ぐ樋門等開口部の閉鎖

### 2 道路施設対策

(1) 津波から避難するための道路・橋梁の安全性の確保

(2) 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

### 3 海岸保全施設対策

(1) 地震動に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保

(2) 津波を防ぐ陸間等の閉鎖

#### 4 漁港施設対策

(1) 復興拠点漁港として震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保

(ア) 耐震強化岸壁の整備

(2) 漁港に隣接する地域において、津波到達時間内に避難できない住民を対象とした避難路及び避難場所の確保

#### 5 鉄道施設対策

(1) 地震動に対する安全性の確保

(2) 津波に対する安全性の確保及び避難所としての活用

#### 6 公園緑地施設対策

地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

### 第13節 ライフライン等の対策

各施設管理者は地振動・津波に対する機能維持を図る。さらに応急復旧体制の整備を図るとともに、特に、次の事項に留意する。

(1) 水道施設対策（緊急的な給水体制の整備）

(2) 下水道施設対策

(3) 電力施設対策（緊急的な電力供給体制の整備）

(4) ガス施設対策（緊急的なガス供給体制の整備）

(5) 通信施設対策（緊急的な通信体制の整備）

## 第 1 4 節 液状化対策

安芸川右岸の国道の両側及び伊尾木川両岸の平野部には、多数の河道跡地があり、これらの周辺には液状化の恐れがある。

液状化現象の発生による被害を防止、軽減するための対策工法を建築設計業者や建設業協会に周知する。

## 第 1 5 節 建築物等災害予防計画

### 1 公共建造物等の災害予防

防災上重要な拠点建物である市の施設については、災害直後の初動時にできるだけ平常に近い状態で使用できるよう耐震化し、非常電源等設備面の対応を行う必要がある。

新耐震基準制定以前の公共建物のうち拠点型建物（市庁舎、消防署）、避難型建物（学校、体育館）、入所型建物（保育所等児童福祉施設、社会福祉施設等）については、計画的に耐震診断を実施し、改修等に取り組む。

### 2 普及啓発活動

#### (1) 民間建造物

耐震化、生け垣化等を地域防災活動や広報を通じて周知する。

#### (2) 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

#### (3) 落下や倒壊防止

ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等に関する普及啓発を図る。

### 3 個人住宅の耐震診断、及び耐震改修

#### (1) 簡易耐震診断

地震で命を失わないために、自宅の耐震性を把握できるよう簡易耐震診断を促進する。

#### (2) 精密耐震診断への支援

昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築された住宅所有者が行う耐震診断に支援を行う。

#### (3) 耐震改修への支援

精密耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0 未満と診断された木造住宅及び地震に対して安全な構造でないと判断された非木造住宅に係る耐震改修に対し、支援を行う。

## 第16節 緊急輸送計画

緊急的な応急対策を最優先して、緊急輸送体制の整備を図る。

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

### 1 緊急輸送ネットワークの形成

#### (1) 重要な防災拠点の選定

防災関係機関、災害医療拠点等を指定拠点とし、選定する。

#### (2) 緊急輸送道路の選定

##### ア 第1次緊急輸送道路（国道55号）

広域的な輸送拠点を結ぶ広域幹線道路

県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路

##### イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ道路

(ア) 市町村役場、警察、消防、自衛隊等の救援拠点

(イ) 病院等の医療拠点

(ウ) 集積拠点地

広域幹線道路で代替路線として利用する道路

##### ウ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と市が地域防災計画で定める防災拠点を結ぶ道路

#### (3) 緊急輸送道路の周知

市は、平時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

#### (4) 緊急輸送道路の効率的な整備

計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

### 2 輸送拠点の確保

#### (1) 広域輸送拠点

物資の集配拠点を定める。また、県は災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設を予め把握するものとする。

#### (2) 海上輸送の拠点

市及び漁港管理者は、海上輸送の物流拠点として選定された施設の整備に努める。

#### (3) 航空輸送の拠点

災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

### 3 輸送手段の確保

- (1) 緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用を予め計画し、必要に応じ応援協定等を締結する。
- (2) 緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

### 4 交通機能の確保

- (1) 道路、鉄道、漁港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。
- (2) 設定したルート的重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を実施する。

## 第 17 節 生活関連物資等の確保に関する計画

飲料水、食糧等の生活関連物資の確保については、高知県または日本赤十字社高知県支部と密接な連携を図りつつ、調達体制を整備しておく。

- (1) 飲料水、食糧の備蓄について、計画的に備蓄体制の整備を図る。また、各家庭において3日間程度の非常食の準備をしておくよう啓発する。
- (2) 飲料水を確保するため利用可能な井戸水、河川水等の調査を検討しておく。
- (3) 食糧、生活必需品については、あらかじめ市内の量販店に対して被災者保護対策を要請しておく。また、量販店、農協等との物品・食糧供給協定を締結し、災害時の優先調達が行える体制を整備する。
- (4) 炊き出しの場所（集会施設、学校、保育所）、備蓄の拠点（平常時は危機管理課、非常時は安芸市体育館2F）をあらかじめ指定しておく。

### 食糧・日用品援助協定一覧

	事業所名	援助品目	在庫数量	備考	協定日
1	マルナカ (Tel32-0177)	ラーメン	1,000個		H17.10.25
		カップ麺	800個		
		米	300kg	2,000食分	
		粉ミルク	50缶		
2	サンシャインランド (Tel34-2233)	ラーメン	7,000個		H17.11.7
		米	500kg		
		紙オムツ	300個		
		トイレトペーパー	1,000個		
		生理用品	300個		
3	JA土佐あき (Tel34-1515)	米	3,000kg	15,000食分	H17.11.17
4	四国コココーラ (Tel088-837-3390)	自販機在庫分の飲料水類	500個	自販機在庫分は無料提供	H17.8.23
5, 6, 7, 8	米作農家4戸	米	6,000kg	30,000食	H18.3.19
9	よどやドラッグ 安芸店 (Tel35-7971)	粉ミルク	200		H18.4.17
		おむつ	300		
		生理用品	300		
		医薬品等			
10	東部フーズ (Tel34-1052)	食料品			H18.3.17



11	株式会社ムラタ (Tel.088-866-6116)	自販機在庫分の飲料水類		自販機在庫分は無料提供	H20.2.18
12	NPO法人コメリ 災害対策センター (Tel.025-371-4185)	作業関係		作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、嚮具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール	H21.7.30
		日用品等		毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ	
		水関係		飲料水、水缶	
		冷暖房機器等		大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ	
		電気用品等		投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ	
		トイレ関係等		救急ミニトイレ	

※被災後、優先的に調達が可能。代金は、コカコーラ・ムラタ以外は後日支払い。

## 第18節 避難計画

地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進める。

また、高齢者、障害者その他の災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備を進める。

### 1 避難場所の指定

#### (1) 緊急避難場所(広域避難場所)(別表1)

緊急避難場所(広域避難場所)は、大規模地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護する場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 避難圏域は概ね2Km以内とするが、道路、河川等の地理的条件も加味して選定する。

イ 原則として地域の広い面積を有する校庭等とする。

ウ 避難住民1人当たりの必要面積は、1㎡以上とする。

エ 純木造密集地から市街地で300m以上、耐火建築物から50m以上離れていること。

オ 避難地区住民(屋間人口も考慮する)全てが収容できるよう配置する。

#### (2) 緊急避難場所(一時避難場所)(別表1)

緊急避難場所(一時避難場所)は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 学校や公民館、集会所等で集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ 一定の地域単位に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。

#### (3) 避難所(別表2～3)

避難所は、地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するために開設するものであり、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所であり、概ね次により選定、確保する。

ア 収容避難施設の設置基準

(ア) 原則として学区を単位として設置する

(イ) 原則として、耐震・耐火構造の公共建築物を利用する

- (ウ) 収容基準は、一人当たり概ね2㎡とする
- イ 収容避難施設に収容すべき避難者の範囲
  - (ア) 災害によって現に被害を受けた者（旅館等の宿泊人、通行人を含む）
  - (イ) 避難の勧告または指示が発せられた者
  - (ウ) 避難の勧告または指示は発せられないが、緊急に避難する必要がある者
- ウ 災害時要配慮者への配慮

避難所内に「福祉避難室」等を設置し、災害時要配慮者に配慮したスペースの確保に努める。

## 2 避難場所等の周知徹底

大規模地震時には、きわめて混乱した状況の中で多くの住民の避難が必要となる事態が予想される。

このため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置等の整備や、防災マップ等により周知徹底する。

## 第19節 災害時の医療確保に関する計画

### 1 災害時医療体制の整備

災害時の初期医療確保のため、「高知県災害救急医療活動マニュアル」に準じて、次のことについて定める。

- (1) 災害救急医療体制の確立
- (2) 救護所の設置及び周知
- (3) 災害拠点病院及び同補完病院との連携体制の確立
- (4) 医療資機材の備蓄
- (5) 医療救護チームの編成
- (6) 現場医療チームの派遣要請方法、重傷者の搬出方法
- (7) 応急手当の家庭看護の普及

#### 【災害時医療体制とは】

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に対し、県及び市町村が医療機関と連携して医療等を提供しようとするものである。

#### ○ 初期医療（現地医療）

☆実施者：市町村（災害救助法適用時は知事の補助機関）

☆負傷者が最初に受ける応急手当あるいは1次医療を実施する

- ☆市町村の編成する医療チーム（管内の医療機関）が医療を行う
- ☆必要に応じ県が派遣する医療チームが医療を行う

## 第20節 災害時要配慮者対策

障害者、高齢者、病人、妊婦、乳幼児、外国人等は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、避難誘導や避難生活について対応方法を定める。

災害時要配慮者の現況

（平成22年3月31日現在）

高齢者	6, 242人 内施設入所者208人
乳幼児	899人
心身障害者	1, 661人 内施設入所者64人
外国人登録者	40人
割合	44.3%

### 1 在宅の要配慮者への支援

- (1) 要配慮者の所在の把握
- (2) 自主防災組織や消防団等で避難誘導計画の作成
- (3) 消防本部や警察と連携しての救出体制の整備
- (4) 長期避難における応急仮設住宅入居に配慮した計画策定
- (5) 防災知識の普及方法の検討
- (6) 緊急時の連絡方法
- (7) 外国人に対する情報の提供方法

### 2 施設に入所(通所)する要配慮者への支援

- (1) 施設の耐震化推進
- (2) 消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくり
- (3) 施設管理者との連絡体制の確立
- (4) 施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言

### 3 避難場所の整備

次の点に留意し、要配慮者に対応した避難場所等の整備を図る。

- (1) 避難場所等の段差の解消
- (2) 障害者用トイレの整備

(3) 避難場所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通話、要約筆記者等）の配置

4 安否確認

自主防災組織、日赤奉仕団、民生委員等と連携し要配慮者の安否確認や支援体制を確立する。

5 情報提供手段の確保

避難情報等の提供を徹底するため、緊急通報装置やFAX等の普及を図る。

6 避難訓練への参加促進

避難訓練等に、災害時要配慮者の参加促進を図る。